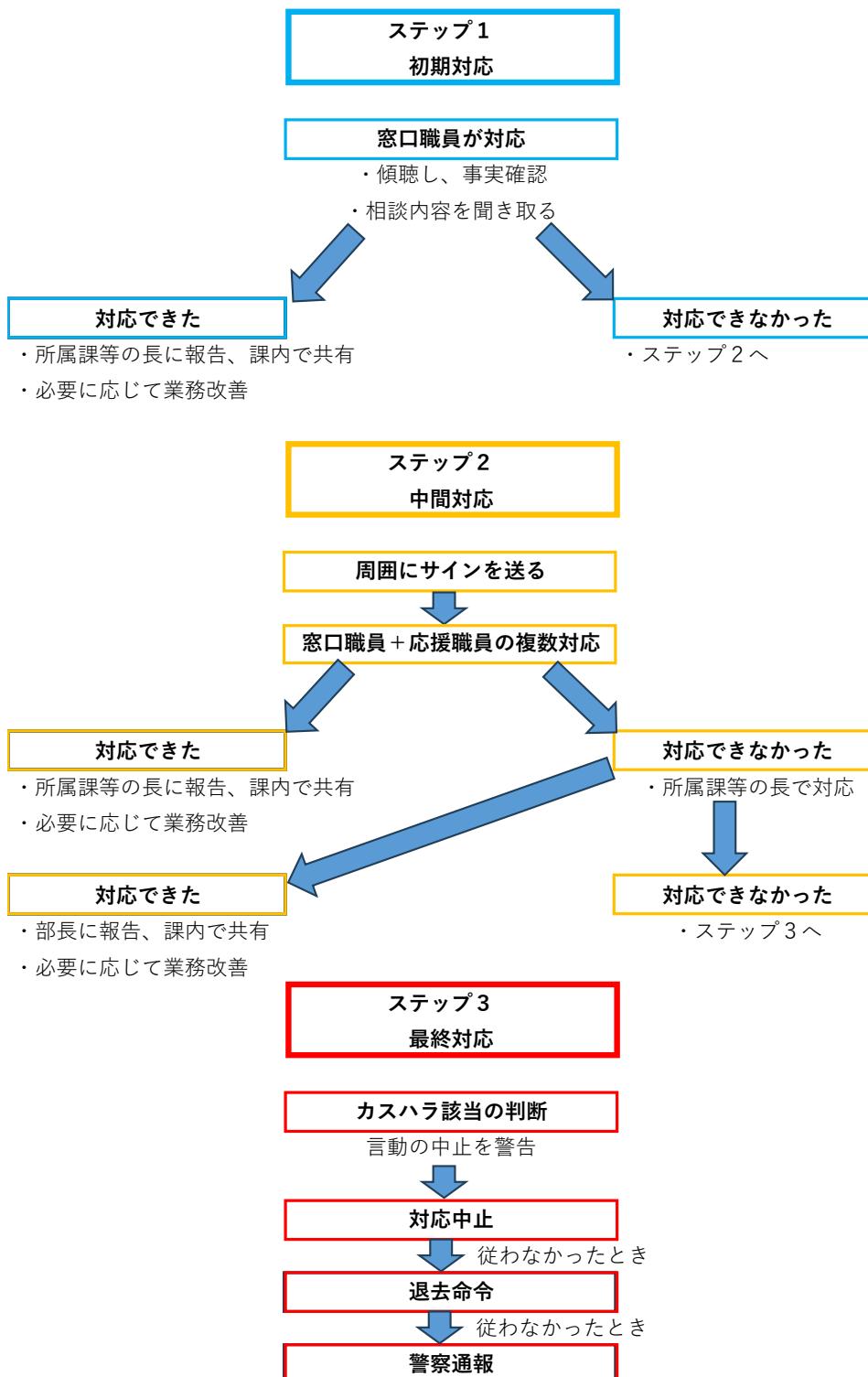


14 カスタマーハラスメント対応フロー（初動対応）



こんな場合はどうする？

【対応に困る場合】

早い段階で社会福祉課の福祉相談支援専門員に協力を求めること。

【カスタマーハラスメントの判断に迷う場合】

各部等の長に相談してもなお、判断に迷う場合は、職員課に相談すること。

【重要性が高いと判断された場合】

東海市不当要求行為等対策委員会の会議対象となる場合があるため、必要に応じて職員課が付議する。